

(第十四部)

第一回 参議院運輸及び交通委員会會議録第三号

付託事件

○勢越東線三春、船引兩隣間の要田村に停車場を設置することに關する請願(第二號)

○鐵道運賃の値上げ反對に關する請願(第三號)

○長岡鐵道を國營に移管することに關する請願(第四號)

○海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第十五號)

○鐵道運賃値上げ反對に關する請願(第十號)

○高崎、熊谷間に電化工事實施に關する陳情(第四十五號)

○鐵道運賃値上げ反對に關する陳情(第四十七號)

○新越東線神俣、大越兩隣間の灌根町菅谷に停車場を設置することに關する請願(第十三號)

○熊本縣人吉市を基點とする三路線に省營自動車運輸開始に關する請願(第十五號)

○日本通運株式會社の營業權並びに設備を國營保業者へ還元することに關する陳情(第八十五號)

○海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第九十六號)

○東北本線宇都宮、大宮間、日光線宇都宮、日光間及び兩毛線小山、高崎間の電化實現に關する陳情(第九十九號)

○高崎、熊谷間に電化工事を實施することに關する請願(第三十六號)

○海上輸送刀緊急増強に關する陳情(第九十三號)

○船員保險法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○北海道炭の輸送問題に關する件
昭和二十二年八月十一日(月曜日)午後一時三十分開會

本日の會議に付した事件

○船員保險法の一部を改正する法律案
○北海道炭の輸送問題に關する件

○委員長(板谷順助君) これより委員會を開會いたします。船員保險法の一部を改正する法律案を議題に供します。この船員保險法の改正につきましては、厚生大臣と運輸大臣との間に、船員行政を一元化する意味におきまして、從來厚生省が取扱つておつたところのこの船員保險法を運輸省に移管することに先般閣議においてこれが決定したのであります。ところが會計法その他の法律の關係で急速に移管することができない關係におきまして、現在においては厚生省の所管であります。そこで先ず厚生省の政府委員からこの提案の理由につきまして説明を求めたいと存じます。

○政府委員(宮崎太一君) 只今議題となりました船員保險法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

船員保險法は、船員に對し、その疾病、負傷、廢疾、老齡、死亡等の事故に際し、その生活を保護するの趣旨を以て制定せられたのであります。敢て後極めて困難なる事情の下にある現在におきましては、特にその圓滑なる運管、内容の充實の要が痛感せらるる次第であります。殊に本法と密接な關係にある船員法は、御承知の通り、去る第九十二議會において、終戦後の新情勢に對處すべく改正せられまして、その中には保險制度で裏付けすることを必要とする船員保護の充實という面も含まれておるのであります。右の船員法の改正に應じまして、本法改正の措置を講ずる必要を生じたのであります。

本改正案はこの要請に應えるべく提案されたのであります。以下改正の主要點を申し述べますれば、第一に船員保險委員會の設置であります。御承知の如く、船員保險は政府の手により運管せられておるのであります。が、できる限り關係者の意向に沿つて運管されることを期待いたしまして、船舶所有者、被保險者、公益代表者を以て組織する船員保險委員會を設けて、事業運管に關する重要事項はこれに付議することにしたのであります。

第二に被保險者の範圍の擴張であります。船員法の適用範圍を擴張に伴ひまして、本法の適用範圍を擴張いたしましたのであります。

第三に給付内容の充實であります。その點につきましては、改正船員法に規定されました船舶所有者の補償責任を本保險においてカバーする建前の下に所要の改正を加えました。即ち一、傷病手当金の支給額を職務上の事由による疾病、又は負傷の場合には四ヶ月間は報酬日額的全額とする外、療養の

給休を受ける期間經過後におきましても職務に服し得ないときは一月の範圍内において報酬日額の百分の六十の傷病手当金を支給すること、二、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の給付をすること、三、本法施行地外においても短期給付をなすこと、四、障害年金、障害手当金並びに職務上の事由による遺族年金、遺族一時金の額は最終三月間の平均報酬額を基準とすること、五、養老年金、障害年金を受ける権利のある者にも職務上の事由による障害手当金をこれを支給すること等の諸點の外、養老年金については被保險者たりし期間十五年以上にて被保險者の資格を喪失した者に對しましては、五十歳に達せずともその際證書を交付して、その権利の確保を圖るとか、又職務外の事由による障害年金、障害手当金の受給資格期間を六ヶ月以上に引下げ、尙ほ退手資金につきましては、受給資格期間を六月以上に改めると共に、一年の待期を廢止いたしましたのであります。

以上の諸點の外、本法の適用範圍の擴張に伴ひまして、船舶所有者の團體に對し、本保險施行に必要なる事務を行わせることができるようにすると共に、保險給付の決定に不服ある場合の審査機關として保險審査官を設けまして迅速適正な審査決定を圖るよういたしましたのであります。又罰則規定、時効規定につきましても諸情勢に應ずる改正を行うの外、新憲法、地方自治法の施行、外地の喪失等に伴ひ所要

の規定の改廢をいたしましたのであります。

以上本案提案の理由と改正の要點につきましても簡単に御説明申し上げたのであります。何卒速かに御審議の上可決あらんことを希望する次第であります。

○委員長(板谷順助君) 本問題につき應答が行われたのであります。その際別に速記を付してありますが、その際、今回改めて又御質問があるならばお申出を願いたいと思ひます。この間御質疑になつた方は、もう一遍正式に一つお尋ねを願つて、速記に残したいと思ひます。

○小泉秀吉君 船員保險法新舊條文對照というのがありますが、この舊條文を新條文のように改正しようといふことなのですか、これは少し私の質問が、この前参りませんで、非常に迅速なことを伺うようですけれども、今の御説明でわかつたのですが、これは條文の改正として出ているのですか、議題はどういうふうになつておりますのですか。

○委員長(板谷順助君) 皆さんに申上げますが、説明員の岩瀬繁一さんがこれに對する答辯をしたというのであります。説明員でよろしいでしょうか。

〔結構ですと呼ぶ者あり〕

○説明員(岩瀬繁一君) お答えいたします。提案されております法律案は、これは別個にあるわけでありませ

ず。

るが、これは御承知のように、第何條中何々とあるを何々と改めるとか、或いは第何條中何々を削るとか、こういう形式になつておるわけでありませう。それを現在の條文と當嵌めまして、提案されております法律案が、若しその通りに可決されるといたしますれば、現在の條文がどういふふうになる。

○小泉秀吉君 それでいわれるこの新條文の下に、「傍線は改正部分」ということがありますが、例えば第二條で「船員保險事業」云々以下傍線の引いてあるだ、が舊條文と變つて行くといふような意味で、全般をどういふふうに変更していいのでありますか。

○説明員(岩瀬第一君) お答え申し上げます。お尋ねの通りであります。第二條につきましては、下の文を参照し合せを願いますとおわかりになるかと存じますが、下の舊條文とあります中に、全然上の新條文とあります中の傍線を施してあります分に相當するものがございませぬ。従つて第二條の分は、これは全然新たにどういつた條項が加わるものか、かように御了承を願います。

それから第三條を参考のために御覽置きを願いますが、上の方に政令とありまして、傍線を施してあります。下を見ますと勅令と書いてあります。こ

れは勅令という文句が政令という文句に今度の改正で變つたのだ、かように一つ御了承を願ひたいいたします。他の各條につきましてもそれと同様の観点から御覽をお願ひできませうれば仕合せと存じます。

○小野重吉 前から二、三の點について御質問をいたしたいと思ひます。まず第一は今回私の要求によりまして外國立法例の御提出もあり、又政令の案内内容につきましても御提出がございまして、感謝いたしますが、外國の立法例によりましてと、船員保險を獨立に取扱つておられるところ、一般労働保險その他保險行政の中に織り込んで扱つておられるところ、あるようでありませぬが、今回船員保險につきましては、厚生省から運輸省へ移管されるという政府の御決定があるように伺つておりますので、この點につきましては適當な措置であろうと私は思ひますが、船員保險を厚生省から運輸省に移管するといふ根本の考え方がどこにあるか、どういふことについて伺ひたいのであります。と申しますのは、海軍行政といふものは私の考えでは総合的な行政の性格を持つており、従つて海軍行政についての船員の立場といふものは、非常に大きな部分を占めておられるといふことは、くどくど説明する必要はなからうと思ひるのであります。今日厚生省から船員に關する保險制度は運輸省に移管されたというところが、海軍行政の一元的な運営、或いは海軍行政の総合的な性格に鑑みておやりになつたのかどうか、この點を先ず伺ひたいのであります。尙外にもこの例がございまして、今回労働省の設置に當りまして、船員労働に關する事項

は運輸省に止めまして、労働省には移管をしない。で労働省設置に關する法律の中に、兩省の連絡會議を設けて、緊密な連絡をとりながら行政の運営を圖つて行かう、こういうことになつておられますのも、私の考えを以ていたしませぬが、根本的に海軍行政の総合性というところから出發しておられるものでないか、かように考えられるのであります。さういふ例もございませぬので、厚生省におかれましてもさういふ見地から政府内部において御相談の上でこの措置に出でられたのかどうかという點を伺ひたいのであります。

次に伺ひたいことは、若し船員に關する労働行政、或いは保險行政といふものをその特殊な性質に鑑みて、運輸省に移管されたいと思ひますれば、今後の一般の保險行政との關連において十分適切な運営ができませんか、この點でございませぬ。例えば將來政府は、或いは失業保險制度を整理する。或いは失業手当を暫定的に設けようといふふうな御考えもございませぬ。この船員保險の中にもやはり船員につきまして特別な措置をおとりにならうか、御趣旨も見受けられますので、一般の保險行政との關連をいかにして調整して行くかといふような點につきましても、私まだ十分な研究が行き届いておりませぬので、政府の御所見を伺ひたいと、かように思ひるのであります。

第三點は、戦時中におきまして相當数の船員が喪失されておられることは、我々承知いたしておるのであります。これに伴ひまして、今後の保險法の運用といふものは、これらの趣旨に鑑みて適正迅速に行われなければならない

と考へます。この點につきましても、恐らく政府當局は十分な成算を持つておられることと存するのであります。が、この下部機構の擔當官は、恐らく地方におきましては、縣廳がこれを行うのではないかと、かように思ひるのであります。さういふ理由におきまして、地方廳は今日各方面の仕事が集中いたしておりますが、勿論中央からの出先の地方官廳も相當數ありますので、従来とは趣が變つておられるかも知れませぬけれども、實際船員保險の當事者は、第一線において直接折衝する地方廳の取扱ひ方の如何といふものが、大きな利害關係を生ずる虞れがございませぬので、今後、又過去におきまして勿論十分留意はされておることと存じますが、窓口の仕事が適正迅速に行われましよう、人員の點において、或いは豫算の點において、その他機構の運営の點において、どういふふうな御考えを持つておられるか、この點をお伺ひたいと思ひるのであります。以上三點について御質問をいたします。

○政府委員(岩瀬第一君) お答えいたします。船員保險を運輸省に移管すること、閣議に決定されたのは、如何なる考え方で來ているかという點でございませぬが、これは勿論御承知の如き考え方を以て御決定になつたものであります。存するものであります。私共としては、社會保險全般の統一性の問題と、それから船員行政の統一の問題と、二つの問題を揃ひ合せまして、いろいろ政府内部で議論も、又相談もいたし、又閣議でも十分協議せられた結果、船員行政の統一と、さうして船員の保護を完全にした、こういう

考え方で運輸省の所管に移されたものであると私共は信じております。それから第二番目の、然らば今後の社會保險と船員保險との連絡の點はどうなるかという御質問でございませぬが、その點につきましては、私共は全般の社會保險を取扱つております關係上、運輸省の方と十分連絡をいたしまして、全體的社會保險行政の動き方と、船員保險の動き方とは、食い違ひがないどころか、そこに十分なる連絡と協力を保ち得るようになつたと思ひます。これを擔當いたしておられます運輸省と、又運輸省の船員局とは、十分連絡をとつて行くようにいたしたいと思ひます。従来とて私の方で船員保險を取扱つておりましたが、私の方の擔當課長及び係員は、運輸省の兼任の職員といたしまして、兩方とも連絡をとつて参つたのであります。今後ともさういふ意味の連絡のみならず、すべての立案につきましても御相談を願ひたいと、船員局長と私の方とは相談をいたしておるのでございませぬ。この點につきまして船員局長の方から又御答辭を願ひたいと存するのであります。

それから船員保險を運輸省に移管いたしましたために、下級の機構がどうなるか。下部機構がどうなるか、というお尋ねでございませぬが、これは私共今日運輸省と御相談をいたしておりました。下部機構につきましても、運輸省の系統を以てこれをやつて行くといふことになつておりました。縣廳の方から仕事をやはり運輸省の下部機構に移管する、こういう建前を御相談を願つております。さういふ事務の運営につきましての適正迅速化ということにつ

りまして、待機を施してあります。下
を見ますと勅令と書いてあります。こ

の例があらまして、今回労働省の設置に
當りましても、船員労働に關する事項

用というものは、これらの趣旨に鑑み
て適正迅速に行われなければならない

な結果、船員行政の統一と、さうして
船員の保護を完全にしたい、こ

きましての適正迅速化ということにつ

きましては、運輸省の方からお答えを
願いたいと思つております。

○政府委員(大久保武雄君) 只今の御
答辭をいたします。最初の船員保険行

政を移管いたしました理由をいたしま
しては、仰せの如く現在の海事行政は

総合的に行われておりまして、船員行
政は海上労働行政といたしまして、國

際的にも國內的にも、沿革の上から申
しまして、又法制の上から申しまし

ても、その制度が確立されておしま
す。船員保険は元來船員という特定勞

働者のみを對象とした労働保険であり
まして、海上労働者の疾病、養老、災

害というよりなものを保障をいたして
おります。かような關係から船員行政

を完全に遂行いたしますためには、船
員に對する給與の一つの形態とも考え

らるべき船員保険の行政を綜合いたし
まして、これを實施いたします上にお

きましては、海上労働者の保護に更に
一段の強化推進を來たすことができま

えておる次第であります。官廳委員の
答辭のように、今後におきましても全

體の社會保險が密接に連繫いたしまし
て發展するように一層の努力をいたし

たいとさうに考えておるわけであり
ます。

最後にこの遺家族に對する給付に對
する地方機關の問題であります。こ

れは今後管海官廳の手足を増強いたし
まして遺家族の援護に當りたいと考

えておるのであります。尙又現在船員の
仕事に關しましては、市町村等に對し

ても、その事務を委任いたしまして取
扱わせる制度もある次第でありまし

て、今後全國に散らばつておりますと
ころの遺家族に對する給付につきま

しては、一層努力いたしたいと考えてお
るのであります。尙又船員の遺骨に對

しましては、從來その遺家族に對する
傳達につきまして、關係官廳に密接に

しまして、この船員保険の更に今後
における福祉の増進ということに渾身の

努力を拂ひたいと考えております。

○委員(板谷順助君) 尙この際私よ
りも一言附加して置きますが、實はこ

の船員行政の一元化ということにつ
いては、議會多年の要請であつたのであ

ります。そこで先般船主の代表者と海
員組合の代表者が、總理大臣始め運輸

大臣、厚生大臣に陳情いたしました
結果なども、これは船員行政を一元的

にやらなければいかん。その際に然ら
ば厚生省と運輸省と共管したらどうだ

といふ説もあつたのであります。共
管といふことは責任の所在が明か

い、何事ものもが纏らんとしなけれ
ば、共管はいかん。今保險局長のい

られるように、厚生省と運輸省と密接な
連絡をとる。これは勿論必要はあり

ますが、併しその共管という意味は、
その際更にこれは絶対にいかないとい

てゐるか、例えて申しますと、一般
の商船は勿論入るのであります。し

が、漁船等につきましては、その船員
をどういふふうに保護すればよろしい

のか、それらの點についてのお示しが
願いたいと思つております。

それから次にその次の第十八條と第
十九條との關係であります。これは

適用上具體的にどういふふうな場合
に、どういふ適用をされるか、この點

の御説明を願いたいと思つてありま
す。

尙最後に先程政府委員から船員保險
の實施の官廳が、いわゆる窓口官廳

が、管海官廳で以てこれを行つ。こ
ういふ御答辭があらましたが、市

町村その他各種自治團體との關係にお
きましては、従前通り縣廳において取

扱つ方が、圓滑に行くのではなからう
か、この點につきましては受給者の便

宜といふものを、先ず第一に考えなけ
ればなりませんので、船員保險そのも

りましたが、今回の改正によりまして
總トン數五トン以上二十トン未満の小

型船の船員、それからもう一つござ
います。三十トン以上の漁船に乗り

込んでおります船員で現在政令で除か
れております者があるのをごい

が、これが除外例なく三十トン以上の
漁船に乗り込んでおります船員は全部

被保險者となります。こ

それから十八條と十九條のお話であ
ります。十八條は船員として船舶所

有者に使用せられた、さうするとその
日からこの法の適用を受ける、それか

ら十九條は死にました者及び使用せら
れざるに至つた者、解雇等がありま

したときには、その翌日から資格を失
つたものと見做すから船員として使用せ

られたる日から使用せられざるに至つ
た日の翌日に止めますから、その日ま

で、こ

ては、主として縣廳の所在地に設置されておきまして、縣廳の所在地以外の他の手続によりまして連絡が図られておつたような次第であります。この點につきましては管海官廳で運管をいたしまして、先程申しましたように、遺家族や船員との連絡が平生から緊密であるという點を利用いたしましたならば、相當山間地等におも遺家族との連絡が強化されるだろう、かように考へておる次第であります。尙又どうして市町村に委託する必要があるというやうな場合におきましては、必要な手段をとることについては決して否かではない、かように考へておる次第であります。

○若木勝藏君 船員保険委員の構成並びに機能について伺いたいと思ひます。それで第二條を中心にして、保険委員の委員の中で「公益ヲ代表スル者ニ付」といふやうなことがありますが、この具體的な方面、どういふ方を指しておるか。それから第二の點は、委員はどうか機能を持つておるものであるか、第二條に「船員保険ハ政府之ヲ管掌ス」とありますが、それによつて設置せられておるところの委員は、どういふやうな機能や、権限というやうなものを持つておるか、この二點を伺いたいと思ひます。
○政府委員(宮崎木一君) 船員保険委員の構成の中で「公益を代表スル者」といふのでありますが、これは大體外の社會保險委員でもさういふ形になつておりました。船員所有者を代表するもの、それから被保險者を代表するものと両方の對立する場合がございますので、中立の意味において「公益

ヲ代表スル者」といふことで、船舶或いは船員行政に關しまして學識経験を持つておられる方々の中からお選びをすると、さういふことになつておるのでございます。それからその權限でございますが、この委員は事業運営に關する重要事項を審議するものでございまして、例えば標準報酬に關する事項でありますとか、保険料率に關する事項でありますとか、積立金の管理運管に關する事項でありますとか、或いは福祉施設の企業實施に關する事項等につきまして、この委員の審議を経た上で實施して参りたい、さういふ積りでございましておるのでございます。

○小泉秀吉君 今の御説明の「公益ヲ代表スル者」といふことは、學識経験を以て了解するといふやうな御説明のやうに伺ひましたのですが、さういふやうに了解すべきものでか、同時に「公益ヲ代表スル者」は、さういふやうに了解し得るのですか、その點をばつきりして置きたいと思ひます。
○政府委員(宮崎木一君) お答えいたします。大體さういふことでございまして、この中に保險者といつたしまして、彼所のものも入ることになつております。
○小泉秀吉君 これは今の御説明のやうな調子だと、これじや表現が非常に曖昧のやうに思ひますが、差支えないのでしうか、御説明のやうな意味は結構ですが、それは「公益ヲ代表スル者」といふやうな表現で十二分にカバーし得るものでしうか、その邊もさういふ……
○政府委員(宮崎木一君) 外の社會保險に關する委員も皆さういふ書き方で行つておりました、大體さういふよ

な運管をいたしております。
○植竹春彦君 この各國船員保險制度一覽といふ表を今お配り下すつたのですが、これの簡単な御説明を願ひたいのですが、と申しますのは、これの中です。今一番大事なのは災害問題といふ御説明がありましたのですが、それについて、各國間の條約ができておる、その問題はさういふにお取扱いになりますか。外國の一覽表を見せましたのですが、外國同志に、イギリスとドイツの間とか、イギリスとフランスの間、イタリアとドイツの間とかいふのは、お互ひに條約が締結してあるやうですが、日本ではその點について、外國との間のあれはさういふやうにお取扱いになる御方針ですか。
○政府委員(大久保武雄君) 船員法の災害補償の規定を制定するにつぎましては、國際條約の船員の労働保險に關する條約を採用いたしております。
○植竹春彦君 その日本と各國との間に個別的な條約が現在ありますか。
○政府委員(大久保武雄君) 國際海上労働條約の一環として條約はございまして。
○植竹春彦君 各國個別的に條約が締結されておるやうに思ひますが、ジュネーブの國際條約でなしにあるのですか。
○政府委員(大久保武雄君) 我が國といたしまして、さういふ條約はございせん、今度採り入れておられますのは、國際労働條約を採り入れます。各國で双方間に條約を締結してあるかどうか、ちよつと承知いたしておりませぬ。

○委員長(板谷順助君) 新谷さん、御承知じやないでしうか。
○新谷寅三郎君 私の記憶でも各國間相互には、船員の災害に關する補償等については、協定とか、條約とかいふものを個別的にやつておるやうに記憶はしてありません。多分今政府委員からのお話の國際労働條約、又は勸告に従つて、やつておられるのだと思ひます。
○植竹春彦君 私のこれは文獻が古いのですが、讀んでおります書物には、フランスの書物にも、アメリカで發行した書物にも各國別に契約があるののございまして、それであちらの問題を解決しておりますが、日本にもこれが必要ではなからうかと考へます。後程又その文獻を御覽に入れます。
○委員長(板谷順助君) 外に御質疑はありますか。
○新谷寅三郎君 これは當面の問題ではありませんが、只今船員法にも船舶所有者から船員に對する標準その他の規定があるわけでありまして、その船員保險には多少趣違ひはありますが、規定が船員に對する給付は將來この船員保險法の改善によりまして、一括してお考へになる御意があるかどうか、その點を伺ひたいと思ひます。
○政府委員(大久保武雄君) 少し私誤解しておるかも知れませんが、船員の給付は賃金、給料及び保險の給付といふことになると考へますが、これは相互に労働條件としまして、總合的に判斷するべき問題と考へます。專業制を實施するにつぎましては、船員の給與體係を總合的に判斷いたします。海上をも共に遺憾なきを期したいと考へております。

○委員長(板谷順助君) どうですか、皆さんにお諮りいたしますが、慎重を期する意味におきまして、よく書類について御覽を願つてもう一回次の機會において質疑應答をやつたらどうかと思ひます。いかがでございませしうか。
○小泉秀吉君 ちよつともう一點……、非常に固執するやうですが、第二

承知じやないでしうか。
○新谷寅三郎君 私の記憶でも各國間相互には、船員の災害に關する補償等については、協定とか、條約とかいふものを個別的にやつておるやうに記憶はしてありません。多分今政府委員からのお話の國際労働條約、又は勸告に従つて、やつておられるのだと思ひます。
○植竹春彦君 私のこれは文獻が古いのですが、讀んでおります書物には、フランスの書物にも、アメリカで發行した書物にも各國別に契約があるののございまして、それであちらの問題を解決しておりますが、日本にもこれが必要ではなからうかと考へます。後程又その文獻を御覽に入れます。
○委員長(板谷順助君) 外に御質疑はありますか。
○新谷寅三郎君 これは當面の問題ではありませんが、只今船員法にも船舶所有者から船員に對する標準その他の規定があるわけでありまして、その船員保險には多少趣違ひはありますが、規定が船員に對する給付は將來この船員保險法の改善によりまして、一括してお考へになる御意があるかどうか、その點を伺ひたいと思ひます。
○政府委員(大久保武雄君) 少し私誤解しておるかも知れませんが、船員の給付は賃金、給料及び保險の給付といふことになると考へますが、これは相互に労働條件としまして、總合的に判斷するべき問題と考へます。專業制を實施するにつぎましては、船員の給與體係を總合的に判斷いたします。海上をも共に遺憾なきを期したいと考へております。

鐵道運輸の計算で、札幌局の計算であり
ます。が、商工省あたりの計算により
ますと、配炭公園の計算によります
と、七十萬トン近くも貯炭ができるの
ではないか。御承知のように石炭の増
産を非常に奨励いたしております。と
きに、七十五萬トンの貯炭ができる
という事は、これは労働者に與ると
ころの心理的影響というものは頗る
多いのであります。これではせいか
く割當を我々完遂して、一向石炭が動
かないじゃないか。これではやつても
意味をなさないんだ。こういうような
氣持で、自然労働者に與える心理的
影響というものは非常に多いのであ
りまして、従つて石炭割當を完遂する
という事が段々下向するのではないかと
いうことが憂へられておるのでありま
す。何故然らばこの問題についてその
修理車の修理を非常に急がないのかと
いう問題について、札幌工機部あたり
の御意見を伺いますと、第二
鐵鋼資材品なんかの割當が、来ない
というようなことが主なる理由のよう
であります。又同時に労働者が、これ
その通りに實際に受取つていいの
うか知りませんが、労働者の中の約
六〇%というものは全く怠業状態
である。サボタージュをしておる。殆ど
工機部には出勤は致しておるけれど
實際に仕事をしないのが六〇%も
あるのだ、こういうような状態であ
るといふことでもあります。その外に
工場施設がすべて荒廢いたしており
ます。殆どこの修理というものは
進んでいない。この状態を繼續する
という、今後ますます(鐵道面にお
いて)鐵路が深くなるという状態であ
りま。それではせつかく我々が腹を腹ら

して石炭の増産を叫びましても、實際
上に輸送の面において行き詰るという
問題を起します。この問題をなん
とか解決しないならば、北海道の石炭
輸送というものは、到底所期の目的を
達することができない。かように存じ
まして、この問題を當運輸交通委員
會において一つお取り上げを願つて、十
分御研究を煩わしたい。かように存じ
まして我々の委員会で決議をいたしお
願ひを申上げる次第でございます。
○委員長(板谷順助君) 尙政府の當局
も参つておりますから、一應御説明を
伺うことにいたします。

○政府委員(多賀松重君) 實は輸送の
方面を業務局長が来てお話をすること
になつておるのですが、私車輛の方の
保守を擔當しております。その面から
お話を申上げたいと思ひます。それか
ら最近には私にHJQの人々と一緒に北
海道の方へ参りました。多少北海道の
方のことも實地に見て参りました。そ
の點からお話を申上げたと思ひいま
す。炭坑にどれだけ石炭の滞りがある
かどうかという事、そういうような
ことを、實は私にも存じません。こ
うへ来ておりますので、そういう點を
對照いたしてお話できないのが誠に殘
念だと思ひますが、先日北海道へ参り
ましたときには山元にはそれ程貯炭は
ない。鐵道輸送で御迷惑をかけること
はないのだというようなお話をちよつ
と伺つて参つたのであります。車の状
態につきまして、今お話がありました
ような事實はございませぬ。貨車にお
きまして、二千三百輛程留置されてお
るの事實であります。これは貨車は大
體におきまして三年、正確にいへば三
と、二年九ヶ月であります。そのた

びに一般修繕を施しまして、そして
更に又三年使うということになつてお
るのであります。戦時中から殆ど
修繕をしなければならぬような關係
で、期限を超過した車が相當あるので
す。それを二十一年度には全部やつし
まなかつたというような關係で、今
日までに相當数の検査期限を超過し
た貨車があるのです。これを規則通り
に全部抑えますと、相當数の貨車
が動かなくなる。これを無理に使え
ないまでも事故の責任を負う者がな
くなりません關係上、なか／＼簡単にそ
れを強いる譯に行かない。そこで全般
的には特別検査というものを施しまし
て、更に三ヶ月の使用期限を延長する
というよりな臨時措置をとつておるの
であります。詰り同じ期限が参りまし
ても、貨車によりましては相當状態の
いいものがある。従ひましてその状態
のいいものは責任ある検査を施しまし
て、これは更に使えるのだという證明
をいたしまして、暫くの間使わせるの
です。その間逐次修繕を強化いたしま
して、漸次超過したものをなくして行
くという考え方なのであります。が、
そういう方法によつて現在相當数の貨
車が検査期限を超過して動いておるの
です。たゞ北海道におきまして、フ
エリーポートにつた貨車が北海道に
参りました。北海道で期限を超過した
ものを一應抑えた、動かさなかつた
というような關係で、實は非常に留ま
つて参つておつたのであります。私向
へ参りました、今のようによつてお
たのでは留まる一方になる。北海道で
全部こなす力があるならば宜しいが、
全部こなせるという事はなか／＼簡
単ではない、内地でやつておるよう

な、同様な特別検査を施して、三ヶ月
間更に使うことを考えようということ
で、早速北海道で會議をいたしまして、
二千三百輛の内千五百輛は、殆ど手を
掛けずに當分使えるということが明ら
かになつておりますので、八月には六
百輛、九月に六百輛、十月以降に残り
の分を兎に角臨時検査をいたしまし
て、使つておることにして参り
ました。更に工機部の方では一般修
繕、局部修繕等をいたしております。
北海道の各車に對します修繕力は殆
ど計畫通りをやつております。決して
六割減額しておるというやうな状態
ではありません。客車貨車に關しまし
ては相當よくやつておる。それ以上毎月
百五十輛ずつ餘計に修繕するといふこ
とにいたしました。合計七百五十
輛といふものを、八月九月と合せて千
五百輛になります。急速に整備して
使つておることにいたしました。さ
ういふ／＼資材の面その他で、先程
お話がありましたやうな困難はあるよ
うであります。その點は大體におい
てできるよつと思つております。ただ
北海道におきまして貨車全體を分類
して見ますと、車種によりまして足
りないものと、餘るものがある。例
えば北海道におきましては有蓋車が相
當餘る勘定になっております。それか
ら無蓋車、十五トン積、十七トン積の
無蓋車の数が全體において足りない
という形になつております。今炭礦で問
題になります石炭輸送の貨車は無蓋
車でありまして、石炭を運ぶものに
北海道に専用に使つておる特別
の車があります。それ以外に今の無
蓋車を相當使うことになると思ひま
す。殊に石炭以外の、生産に必要な坑

木であるとか、その他の資材を運ぶま
すのに相當数の無蓋車が餘計なよう
に思ひます。この點に關しましては今
の措置を講じましても、無蓋車の数が
足りないという事實があります。の
で、内地から何とかして無蓋車を注ぎ
込まなければならぬ。そして逆
内地で困つておる有蓋車を、内
地へ送り返す工夫をしなければなら
んと思ひます。折角の航送船をただ送り
返すという譯には行きませんが、必ず
相當な荷を積んで返さなければなら
ないので、その方面の工作が相當大
かと思つておる。石炭を山元から
港に送り出すというやうな點に關しま
して、只今申しました特殊な石炭車、
これはどうかと申しますと、私が参
りました時にはそれ程困つておらんよ
うに申しましたが、パネの關係で或る
數量のものが寝ておるといふことを聞
きました。そこでパネに關しまして
は、内地から急速にこれを送ることに
いたしました。大體におきまして八月
中には送れるやうであります。から
して、石炭の山元から港へ送るとい
うの對しては、相當大きな力になるん
じやないかと私は思つております。只
今申し上げました數字は先程申し上げ
ましたように、貯炭その他の量と腕合
せての話でございますので、甚だ殘念
であります。が、車の状態そのものは
そういうやうな事になつておりま
す。それから機關車に關しましては、
北海道におきまして、昨年来機關車
の状態が悪いということが叫ばれまし
て、それも事實でありまして、そこで
本年度におきましては、要は機關車修
理用の資材をできるだけ早く餘計送る
ということが問題でありましたので、

す。それではせつかく我々が聲を張ら
と、二年九月月でありますが、そのた
二年九月月でありますが、そのた
二年九月月でありますが、そのた
二年九月月でありますが、そのた

北海道に關しましては、殊に夏の中に
送つてしまわなければならぬ。冬にな
るとなにか送りにくくなるというよ
うなことで、相當力を入れて資材
を送つておられます。又修理に必要な部
分品の如きもできるだけ急遽に内地で
作りまして送つておられます。その關係
で今の機關車状態が過去に比べて非常
に悪いというふうな状態はないと思
います。殊に機關車の修繕をいたして
おります。苗穂工機部、これは新聞に
もよく、六割も休んで殆ど自然燃費に
入つておるといふようなことが出たの
であります。丁度その時は北海道に
道におりました。苗穂にもおりました
たのですが、どうも具體的にどうい
うことはなかつたようであります。併し
食糧の供給、その他の點から申しまし
て、勤勞意欲の面から、なにかその
能力を維持するといふことに相當の困
難があるといふことは、認めざるを得
ないと思つておられます。新聞に出て
ありますような、六割も殆ど遊んで
おるといふような意味のことはないと
思います。従いまして、車輛の面にお
きまして、非常に悪いというふうなお
話がありましたのですが、私どもとし
てはそういう状態にはないといふよう
に思つておるのでございます。

○委員長(板谷順助君) 稻垣委員長に
伺いますが、運輸委員會でこれを取り
上げて見たのでありますが、要するに
當面の問題としては政府を激勵し、當
局を鞭撻をして送りして輸送をその割
當量だけ順調に運ばせる、それ以外に
途はないように思いますが、併し政府
が國家管理がよいか悪いか別問題とし
て、とにかく石炭を三千万トン採つ
て、それをどうして直ぐに運ぶかとい
うことが並行しなければならぬ問題で
すね。だからして政府は一體どうい
うに對する計畫をしておられるのか
な方として若しそれが豫定通り行か
なかつたならば、大いに責めるなり鞭撻
をする必要もありませんけれども、今
現在北海道で掘つておられる石炭がどの程
度まで運ばれておられるのか、その點の御
説明はどうなつておられますか。

○委員外議員(稻垣平太郎君) その點
について、今大體七月の初において百
四十萬トンの滞貨があるといふこと
を、我々の方の委員が調べて来てお
ります。それからして札幌の鐵
道局において御計量なすつた、その計
量通りに行きまして、三千万トンの割
當に對比して見ると、二十四萬八
千トンをどうしても今年末に七月から
三月までの間に二十四萬八千トンの滞
貨が出る。これは札幌鐵道局のお調べ
であります。従つて我々として考えら
れるのは、政府當局として實際に石炭
の増産を、國管まで出されようとして
おられるに拘わらず、實際に札幌局にお
いて二十四萬八千トンの貯炭が今日から
見込まれておるといふことではありま
す。ここに我々が心配いたす點があ
るのであります。それには札幌局にど
うしてそれじや豫定通りに出さないか
といふ問題を提案したので對して、今
の機關車や貨車の問題が出て来たわけ
であります。今の御説明で貨車がこの
數字には間に合いません。至急修理し
ておられるといふ話であります。ま
すから、貨車の問題はそれに片が付
くのかと思つておられます。機關車も同様な御
説明がありましたけれども、これが非
常に急速に修理されるということであ
り、そうして札幌局の計畫も商工局で

計畫しております。豫定に達するよ
うにできるならば、これはもうこれ
問題はないわけでありまして、併し實際
百四十萬トンの現在滞貨があれば、札
鐵局自身が、運輸の御當局自身がそ
れができない。年度末には二十四萬八千
トンの貯炭ができるのだ、こういうこ
とを聲明されておられるということにな
ります。これは政府全體の問題になる
かも知れません。運輸省の問題でない
かも知れません。我々としては非常
に心配だ。

○委員外議員(板谷順助君) 分りました。
運輸大臣を招んでよく聽こうじやあり
ませんか。運輸大臣の出席を要求しま
す。

○早川眞一君 どうして北海道には要
急修理車が多いのですか。他の局はこ
ういふことはなかつたように聞いてお
ります。この間はいろいろ工合にな
つておられますか。

○政府委員(多賀裕重君) 北海道は非
常に規則を厳守に守つたのでありま
す。それで守つた結果、それが全部片
付くものであれば、自分の局でこなせ
るものであればよろしいが、事實にお
いて二千七百輛といふものをこなして
行けない。どうするのだ、ということ
で、やはり内地におけると同様にやら
なければならぬやないかといふこと
で、實は私が参りました會議をしてそ
の處置を考へたのであります。そう
いふことであります。

(委員外議員(小野哲君) 委員長
席に著く)

○早川眞一君 北海道は馬鹿正直にや
られたわけでありまして、これをなん
でもかんでもやればいじやないかと
思つておられるのであります。

○政府委員(多賀裕重君) これをなん
でもかんでもやればいじやないかと
思つておられるのであります。

○小泉秀吉君 今のお話では石炭は山
から掘り出してあるが、二十何萬トン
というものが滞貨しておられる事實
は、その處置は認めておられるですか。
それは實際はさうはないといふこと
なんです。その點はどうですか。

○委員外議員(稻垣平太郎君) 私の方
の調査委員が行つて調べましたのは、
現在滞貨が大體に七月の初め、現在で
も百四十萬トンの滞貨があるといふこ
とで、これは石炭だけではありません。
いろ／＼なもので百四十萬トンの滞貨
があるといふ事實と、それから札幌局
で七月から三月までの間に石炭にお
いて二十四萬八千トンの滞貨がある、
數字の上で現状のまゝであつたらでき
るといふ報告であります。

○早川眞一君 ちよつとお伺いたし
ますが、この二十四萬トンといふのは
山元でできるのですか。

○委員外議員(稻垣平太郎君) そうで
ございます。山元でできるという意味
でございます。

○飯田精太郎君 これをちよつと拜見
いたしますと、札幌局と商工省との計
量の喰ひ違ひが二十四萬八千トンとい
ふことになつておられるのでございま
す。おそろしくこれは今までに石炭の出

るのが計畫の三千万トンだけ出てお
なかつた。これからその不足は年度末
までに取返すといふ計畫が、商工省の
方で新しくできたのじやないですか。

(運輸小野哲君) 委員長著席に
○委員外議員(稻垣平太郎君) 石炭三
千万トンの増産のための豫定で、従来
の四十萬トン足りなくなつたのを取返
すといふことであります。

○委員外議員(板谷順助君) 速記を止め
て。

(速記中止)

○委員外議員(板谷順助君) 速記を始め
て。加賀山業務局長が御出席になりま
したから、只今から御説明を伺うこと
にいたします。

○政府委員(加賀山之雄君) 北海道の
輸送の問題に關しましては、前から少
しずつ病狀が募つて参りましたので、
我々といつたしましても非常に心配いた
しまして、手當をして来たのでござい
ますが、最近特に木材の出荷が大分活
發になつて参りましたこと、それから
石炭については特にこの冬の家庭燃料
との出廻りがすく目の前に出て参りま
したと、特に今回の御視察の結果等
で急激に結果が強く指摘された、こう
いふことになりましたのであります。
が、我々といつたしましては、ごく大
つぱらに申しますならば、北海道も決
して日本全國の例外じやないのでござ
いまして、本年度の初頭に我々に責任付
けられましたところの年間一億一千六
百萬トン、この中の枠の中で北海道輸
送を賄なつておられるのであります。
總括的に最初に申上げますが、その割
當でます場合に、北海道だけが、それ
では要請に對して強く査定してあるか
と申しますと、決してそういうことで

はございませんで、勿論石炭等に對しては、輸送要請に對しては百〇〇噸を確保する計畫を立てて、又實際につきましても、輸送上の例えは貨車不足とか、列車の不足とかそういう事由によつて送り不足をするというような事象は今まで一度もございせんのでした。これはここではつきりと申上げる事ができるのでございます。併しなから先程申したように、なにしろ全體の様が我々に與えられました石炭の範圍内で輸送を確保する、それが年間一億一千六百萬トンでございますので、全體として見ます場合に、どうして全部の輸送の需要を満足せしめるという事はできないのが實情でございます。まあ計畫いたしましたる物資といたしまして、三十六品目の物につきましては、主要食糧、米、麥、馬鈴薯、甘藷、そういうものや、それから水産物や、或いは石炭等、そういう物につきましては一〇〇%確保するのでございまして、遺憾ながら主要物資中におきましても、木材の如きは非常に多く査定をせざるを得ない實情でございます。又便鑛石等におきましても硫黄鐵鋼等につきましては、非常に重要に考へまして、計畫數字を殆ど一〇〇%近くおいておりますが、その他の鑛石類につきましては、やはり規制せざるを得ない。つまり我々の持つ現在の國鐵輸送力は現揚の重要物資をフルに送り得ないというのが正直な現状でございます。例を申上げますと、木材の如きは第二十四年期におきましては、要請量、これは中央並びに地方でこれぐらゐ送つてもらいたいという一應要求があるわけでございます、その要求に對しまして、五二%という査定

をいたしております。つまり半分程度より需要を充し得ないという現状でございます。そのために北海道等におきましては、特に木材の滞貨が甚だしい。これはつい抗木等にも影響が及ぶという事で、石炭の生産に影響しては大變だと考へまして、極く最近でございますが、この抗木の輸送につきましても、例えは二日くらい貯木より持つていないというものに對しては緊急輸送をするように、それからたまた他の復興用木材などを切つても抗木の輸送は確保するようにということをして北海道鐵道局に對しまして、指令をいたしました。ような次第でございます。そういう状態でございますが、そこで石炭の問題の本論に入りますが、石炭といたしましては、やはり鐵道輸送中央協議會並びに地方協議會におきまして、殊に生産關係の團體並びに官廳と連絡をいたしまして、前以て例えれば第一、四半期並びに第二、四半期の出炭はどれくらいになるかという計画を立てるわけでございます。その出炭計畫に基づきまして、要請が出て參る、その要請に對して輸送計畫を立てる、必要な輸送量を配當するというのが恰好にいたしておりますが、石炭に關しましては、先程申し上げましたように、全然査定いたして上げましたように、全然査定いたして上げません。中央と地方の要請は場合によつては喰い違ひ場合もあるのございまして、いつの場合におきましても、多い方の要請を取りまして、その多い方の要請はすべてこれを充足するといふ方針をとつております。いわば鐵道輸送におきましては、主要食糧と石炭とはなにを置いて輸送するといふ態勢を取つておられるわけでございます。

ます。その點は特に皆さん方に御了承願つて置きたいと存じます。そのため他の物資がとどき割を食うと申しますか、相當の査定をしなければならぬという状況に立ち至る場合がある譯であります。先程のお話で大分貯炭があるようなお話があつて、これが今後の出炭の如何によつては非常に貯炭が多くなる心配があるようなお話があつたのでございまして、勿論今後出炭がうんと殖えまして、急激に殖えます場合に現在持つておりますところの輸送力では賅えなくなるのでございまして、そのためには他の物資を切るなりしてやらなければならぬと存するのであります。現在におきましては、現在持つております輸送力の範圍で考へます場合は、私共といたしましては石炭については先ず心配がないという實は確信を持つておるのでございまして、問題は先程申したように、木材にあるということなのでございまして、この二十二年四月以降の北海道炭の出炭実績と計畫を見ますと、四月におきましては……

○委員長(板谷順助君) 四月というよりは、私は先ず第一に伺いたいのは三千万トン出すとして北海道全體としての割當がいくらあるか、それから道内石炭需要がいくらあるか、或いは又輸送計畫において函館、小樽、室蘭、留萌、その方面には、いくら輸送することになるのか、その計畫と現在の輸送力はどういう程度になつておるか、その比較表があつたら一つおしやつて頂きたい、そうでないと分らない。

○政府委員(加賀山之雄君) それでは、私共といたしましては貨車の方面からその點について申上げたいと思つて、現在、札幌鐵道局に持つております貨車數が九千二百輛でございますが、その中極く最近、約二千五百輛近い貨車が修繕を必要とする貨車として、休車になつておつたのでございまして、これを解決いたしましたとして、實際使える車を殖やすということが大事でございますが、我々もいたしましてはその修繕車を至急に直すといふこと、それからできるだけの悪い貨車を、少しでも足の立つ貨車を簡單に手直して本土に早く廻してしまふ。北海道内としてはできるだけいい車だけを増す、有効な現在車を殖やすといふ方針をとつております。そういういたしますことによりまして、現在、例えは八月中でございますが、北海道に對し當てられております石炭の輸送力は、現地中央の要請が二百二十二萬四千五百トンでございます。これは全國でございます。北海道が五十四萬二千トン、中央の要請でございますが、我々として計畫に組んでおります次第では五十四萬八千トンを組んでおります。その中に僅かの距離がございまして、石炭といたしましては五十四萬八千トンという計畫を組んでおります。札幌鐵道局といたしましては百三十五萬七千トン、石炭以外の全部を入れますと百三十五萬七千トンという輸送力を配當いたしてございまして、つまり石炭に對しまして半分とは参りませんが、非常に大きな輸送力を石炭にかけておるといふことは御承知になつて頂けるだらうと思つて、又中央の要請よりも更に少し上廻つて地方の要請をそのまま丸呑みに組んでおるといふのが八月の計畫でございます。これが今後殖えて参ります場合の

ことを考へなければならぬわけでございますが、私共といたしましては百三十五萬七千トン、この北海道内の輸送力がこれでいいかどうかということを検討しなければならぬわけでございますが、先程の木材の一事を考へても、又今後の石炭の道内輸送の問題を考へましても、ともとも百三十五萬七千トンでは足りない。どうしてこれに近づく五百萬程度まで上げないと間に合はない。然る申せばこれを二百萬トンにするといふことになればいいのであります。例えは戦争の二十年の六月が札幌鐵道局の擧げました最も大きな輸送力を發揮した時期でございますが、その當時は二百四十萬トンくらいを運んでおりました。それから見れば既に百萬トンほど低下しているのが現状でございます。なぜこのように低下したかと申しますと、その當時約一萬輛の貨車を持つておつたのが、現在九千二百輛、而もその九千二百輛の中二千四、五百輛は修繕を必要とする。使えない車を持つておつたということに大きな原因があるのであります。私共といたしましては輸送力を殖やすためには、勿論機關車の問題がございまして、先ず第一に運ぶ道具である貨車を大分増加しなければならぬわけでございます。貨車を増加するにはどうして國全體の様が貨車が殖えればいいのでございまして、それと同時に修繕車を減らすといふことが大きな原因でございますが、もう一つは貨車の運轉効率を高める。つまり貨車廻りをよくするといふことが原因でございます。今月中に二千或いはもう既に二千輛程度に修繕車を落ちて参つております。

によりますという、今日まで機関車にいたしましたも、貨車にいたしましたも、所要の措置が十分にはとれなかつた、これについてはいろいろの原因があつたであらうと、十分推察いたすのでありますけれども、今日まで今と

なんといひますか。十分な状態におかれておられないということは何で實は意外の感を抱いた一人であります。尙又この機関車の問題、或いは貨車の配車の関係から申しまして、鑛工業委員会の御説明によりますという、北海道炭の輸送計画が七月以降三月までにおきまして、札幌局の計画と、地方商工局の計画との間に二十四萬七千餘トンの食運いがある、こういう報告が出ておるのであります。業務局長はあらゆる面を考慮して、石炭輸送に對しては萬善の方策を講じて来た、又將來講ずる、こう言われておりますけれども、恐らく輸送協議會、中央地方を通じての輸送協議會において、作定されておる、この輸送計画が現地に對して食運いがある、こういうことは如何なる理由があるのか、これらの點についても我々は理解できない點があるような気がいたしますのであります。特に懸念いたしますことは上半期よりも下半期に於いての、輸送の競合の問題でありまして、この點につきましては運輸當局の非常な御努力に拘わらず、実績を擧げることが困難な状態に起つて来るのではなからうか、このために山元において増産の意欲が非常に旺盛になつておる今日において、この意欲が減退する上りなことがあつては誠に申しわけがないというふうな気がいたされるのであります。當局のこれに對する十分なる計畫の實施に基づきまして、私共は期待と信頼を持ちたいと思存いたしますが、現在の計畫自体において難關があるというふうな點を、御報告に接しますとすると、一抹の不安なきを得ないのであります。

りましたように、鐵道輸送が非常に困難である、一面機帆船等の海上輸送の面において、多少餘力がありとするならば、この間に海陸輸送の總合調整を斷行する必要があるのではないかと、併しなから海運の方面におきましても、時期的に非常な制約を受ける虞れがあらうので、この際特に海陸運の北海道炭の輸送に關する總合調整について、格段の措置をとられるように、私といたしましては要望いたしたいのであります。或いは業務局長は後からお出でになりましたので、鑛工業委員長の御説明ならびに鑛業委員会の御決議の内容等については、御承知がないかと存じまするが、今申しましたような事情が、報告にあがつておるといふことを、十分に御承知置きを願ひまして、萬全の措置をおとり願ひたいことを、切に希望いたします次第であります。○政府委員(加賀山之雄君) 小野さんの今のお話誠に御尤もでありまして、ただ私共といたしましては、從來第一、四半期の問題としては心配はなかつた、第二、四半期といたしましてはもういう工合で、九月までは私共としてはまず心配のない體制をとつておる。問題は第三、四半期に於ける下半期の問題でございますが、これについては第三、四半期後といたしましては、實を申しますと、年度當初に年間の大略の計畫を—政府の出發の計畫は三千萬トン或いは二千八百萬トンだつたかもしれません—を計畫されておるわけでありまして、その計畫に基づいて鐵道にはいつてくる石炭を見込みまして、立てた計畫でございますので、第三、四半期以降といたしましては、具體的に第一、四半期に於れてお

ります關係上どうしても第三、四半期に馬力をかけなければならぬ、その關係がはいつていないのでございませう。従つて鐵道局と商工當局はまだその點について詳しく連絡いたしておらないのではないかと、鑛工業委員長の御報告によりますところの、鐵道局の七月以降三月までの計畫の、實を申しますと、數字といたしましては、例えば八月の計畫のごときも、鐵道局の計畫と實際の計畫とは違つておりました、いわゆる九月以降のものにつきましては、まだ確定した數字ではないと考えるのでございませう。商工局の數字につきましても私はその根據を實はまだ知らないでございまして、中央におきましてもまだはつきりした石炭産その他その數字は連絡いたしておりません。従つてその中に食運いがあるのはその原因によると思つてございまして、その點につきましては先ほど申しましたように、早速緊密なる連絡をとりまして、その計畫數字を纏め、輸送計畫をそれに合せると同時に立直して行かなければならぬと考へております。それにいたしますにはどうしても道内の輸送力を増強する以外に手がございませぬので、先程申しましたように、九月までに現在の條條車一千四百輛を、十月には九百輛、十一月には七百輛、十二月には五百輛とその數を極力下げたまいり、ここにも出ております工局との打合せをいたしまして、この方法で極力條條車を減らしまして、輸送力を殖やすことに専念する、それから効率につきましても、先程申しましたように三十四%の効率を維持する。これをどうして

も確保するというに、絕對の努力を集中いたしましたしてやつて行きますよ、外はないと存するのでございませう。石炭は先程も申しましたように、外のものも切つても、石炭だけはなんとしても確保しなければならぬ。その場合我々もいたしまして非常な苦しいことは、先程申しました木材の問題、或いは今後出ますところの種馬鈴薯の問題、それからトトの問題、その他いろいろのものが、紙、パルプ等の問題が競合してまいりますので、その點につきまして非常に心配をいたしておるのでございませうが、この絕對の枠を殖やしますには、どうしても現在の我々の持つ輸送力では足りないでございまして、現在では貨車を殖やす、或いは更に輸送力といふものについて、貨物列車キロについても考へなければならぬところが出て参るようによ考へるのであります。海陸の輸送調整の問題についてお話がございしましたが、北海道の問題といたしましては、石炭に關します限り殆ど港頭まで持出して、そこから船により輸送されております。省用炭が一日二十車程度LSTによつて輸送されております以上は、全部が石炭におきましては港頭送りになつておりますので、これにつきましては更に海運との關係を密接にいたしまして、最近海運局長と一緒に私共向うの地へまいりますので、港頭の工合をよく見まして、向うにおいて輸送上の方策を統一をこつて調査をして、うまく海陸輸送が結び付いて、日々實績がはつきり揃えますような方策を立てたい、かように考へておる次第でございませう。なんと申しましたも我々もいたしましては、九月には百五十三萬トン

た。ところがそでない。六割までが
最後に先ほど政務次官が御指摘にな
三、四半期以降といたしましては、具
の効率を維持する。これをどうして
しましては、九月には百五十三萬トン

の輸送力十月には少くとも百六十二
三萬トンといふ輸送、現在七月の実績
は百二十二萬トンくらいに落つており
ますので、なんとしてもこのところ
三、四十萬トンというものを一舉に北
海道の輸送を殖や十方策に出ません
と、石炭のみでなく、他の木材とか、
種馬鈴薯とか、ピートであるとか、そ
ういつたものが皆非常に困るのでな
いか。その中で我々といたしましては、
石炭については先程申しましたよう
に、外のものは若し御手抱願つても、
石炭はそりうわけには行きませんが
御心配ないといふので、我々
は石炭については實はそりうふう
考えておりますが、それでは外の物資
を非常に大幅に切ることになつてはこ
れはどうにもなりませんので、そりう
つた輸送の枠を殖やす、これに我々
といたしましては極力努力を集中する
よりいたし方ないと思つております。
○委員長(板谷順助君) 秋山君、あな
た今小野君の質問に對して海送の問題
についてなにか……
○政府委員(秋山龍君) 只今小野委員
から海陸輸送調整について誠に適切な
御注意がございました。我々もかね
がね連絡を密にいたしまして、御説のよ
うな趣旨でやつてまいりたわけござ
います。只今ちよつと加賀山業務局
長も述べました通り、北海道の石炭も
大體殆ど全部が海送になつております
ので、調整の餘地は誠に少いようござ
います。尙今後とも一層の緊密
なる連絡については手落ちなくやつて
行きたいと思つておるのであります。
ちよつと簡単に北海道の海上輸送
の状況につき御報告を申上げておきた
いと思つて、石炭が輸送上最優先

でなければならぬといふことは、され
はもう議論の餘地ないのでありまし
て、我々といたしまして、石炭の輸
送要請に對しましては船は優先的に、
且つ十分にこれを配當いたして參つて
おります。ところが實際の港における
石炭の積み取ります状況を見ますと、
どうも十分と申せない成績でございま
して、例へば小樽におきます六月の
石炭に對する配船は、營業炭でつまり
石炭配給公團、一般炭の方で二十五隻、
延八萬七千四百八十三トンを石炭の
ために配船いたしておりますが、これ
に對しまして荷物待ちをいたしました
日数が、この八萬七千四百八十三ト
ンの船に對しまして、平均四日一分五厘
といふことになつております。それか
ら荷役の方は三日九分九厘、約四日と
いうことになつております。これから
見まして他の港も大體同様になつてお
るのでございまして、船は實は十分に
配船いたしております。むしろ船腹を
以て石炭の流れに参りますのを待つ
て、そりうして右から左に送つておる
といふ、かような状況になつております。
若し石炭の産出がもつと殖えまして、
港頭に對する石炭の流れがもう少し潤
澤に参りますならば、船の効率はも
う少し上げ得る。つまり海上輸送の方は
相當の餘力のある状況だといふことを
申上げることができると思つて、これを
申上げます。ただ海上の特性、特に北海の特
性といたしまして、十一月末、十二月、
一月、二月という非常に航海の困難な
時期がございまして、その時分には石炭
の産出もまた殖えて来るような傾向を
もつておりますので、冬は依然として
相當なる困難があると豫想されてお
ります。尙只今業務局長からもお話のあ

りましたような、種馬鈴薯といふ大き
な輸送を控えております。これを何と
かしてうまく乗り切りたい、かように
考えておりました。最近業務局長と共
に北海道に出かけまして、これらの關
係についてできるだけ遺憾のない手配
を講じて行きたい、かように考えてお
るような状況でございまして、簡単にこ
ざいまして……
○委員長(板谷順助君) 鐵工業の委員
長に申上げますが、運輸交通委員會
としては、只今お禮の通り、この問
題の解決についてはできるだけ當局の
説明を聽いて、激勵する以外に方法は
ないのですが、あなたはこれについて
なにかお考えがあつたならば、或いは
又御意見があるならばこの際一つお示
しを願ひたい。
○委員外議員(稻垣平太郎君) いろいろ
私共の方の決議につきまして、當委
員會で御馳走を願ひまして、御當局の
お話を聽き、又御當局を委員長のお話
のようによ御禮を願ひ、こりういつたこ
とで我々として誠に誠にこのお取計
らいについて厚くお禮を申上げる次第
であります。我々としては非常に結構
であります。どうか一つ只今運輸當
局からお話のありましたところにより
ますと、大體石炭については支障をな
がらしむる覺悟たといふお話のよう
に承つておりますので、それが實際に實
施されるように、固くお願いいたす次
第であります。同時に今實際問題とし
て工作方面についても著々修理その他
についても御着手になつておるよう
に承りましたけれども、この點も一時的に
終らないで、抜かりなく一つおやり願
ひたい、かように存する次第でござ
います。誠にいろいろ有難うございま

た。
尙一つ述べさせて頂きたいのです
が……
○委員長(板谷順助君) どうぞ。
○委員外議員(稻垣平太郎君) 札鐵の
數字と、今の業務局長のお話の數字の
間に、例へば八月五十三萬六千トンと
お話になりましたが、札鐵のは五十三
萬トンといつたように、そりういつた數
字上の違いがあるように考へるのであ
ります。例へば五十三萬六千トンであ
ればちよつと石炭の八月分に對する北
海道の割當と見合、ミートしますが、
五十三萬トンは六千トン足りないこ
とになります。札鐵と本省との間の
數字の調整についても特に御留意を願
ひたいとかように存するのでありま
す。尙石炭のために外の品物を犠牲に
してもといふお話であります。併し
又石炭増産のために必要な、例へば坑
木でありますとか、勞務員の食糧とか
切り離せないものもあると思つて、
そりういつた面も合せてお考えを願ひ
たい。こりういつたことを一つ特に御注意
を願ひたいと思つておきます。
○大隅重二君 石炭の輸送方法につき
まして鐵道當局の詳しい御説明を承り
ましたが、併しこれがあながち萬全の
態勢とは考へられないように承つてお
ります。
尙船舶の方におきましては、出荷が
よくないから船待ちをする。積込があ
まりよくない。併し船舶の方では相當餘
力がある、こりういつたように承つたので
ありますが、その餘力はどのくらいあ
るか、その點を伺つておきたい。
○政府委員(秋山龍君) お答えいたし
ます。もし只今の數字を以て見ますと、
例へば港頭に貯炭が十分積んでござ

まして、小樽なり室蘭の機械荷役をい
たします場合には、假りに荷物待ちが
なく、荷役が半分ですむといたします
と、例へば小樽だけでも大體一萬トン
級の船と五千トン級の船を一ヶ月間遊
ばして居るといふ數字になります。從
いまして若し戦前のようにストック
が、十分ございまして積みました場合
には、一ヶ月一萬五千トンの輸送力が
あるといふ状態になる、こりういつたこ
とであります。各港についても數字がこ
ざいまして、大體これによつて御推察
を願ひたいと思つておきます。
○内村清次君 鐵工業の委員長の方か
らの報告によりますと、先ず從業員の
方で六〇%の怠業状態があるのだ、こ
りういつたように御報告になつて居るよ
うであります。この問題は非常に重大
なことでありまして、先程の政府の説
明では從業員の怠業状態はないとい
ふことではあります。我々といたしまし
てこの状態を實は實地に行つて十分に
見たいといふような氣持もするのであ
ります。北海道は御承知のごとく
運配配がひどく、六十日間も續いて
おつたといふような状態であつて、そ
の間においてこの悪条件下に従事して
いるところの從業員の苦勞といふもの
も相當重大ではなからうかと思つてお
ります。これに對しましてのい
ゆる運輸當局として從業員に對する待
遇條件において遺憾なきがなかつたか
どうかといふようなこと。又運配、缺
配といふようなことに對する處置とし
て十分な待遇法が講ぜられたかとい
ふことにつきましても、實は今後調査す
る必要がありはしないかと思つてお
ります。同時にこの問題がいれば機關車の統制
能率に影響するのだ。或いは又貨車の

第十四部 運輸及び交通委員會會議録第三号 昭和二十二年八月十一日 (續前)

知れたいと思つて、これは近

政府委員(田中源三郎君) 今内村さ

います。一つは戦敗によるところの一

おいてこの國家再建に關するところの

勤勞意欲を發揮して頂かなかつたなら
ば、物質及び財政の面だけが豊かに
なりまして、これは十二分の効果も
得ることはできないと思つてあり
ます。この點においては多少遺憾の點が
あります。従つて今後におきましては、
運輸省といひましては、できるだけ
に……この物質の面においても誠に困
難であります。これを満足して従
業員が使つて頂くように、又誠にどう
も手當、すべての給與の面においても
不十分であります。心から我々が
向けて行き、又心から受け入れて頂く
というふうなふうに仕向けて、心
から勤勞意欲を向上して頂きまして、
すべての面の向上をはかつて行くこと
が肝要だ。私はさういふふうに考へま
して、最近大臣にも右様のことを申し
ますると共に、國鐵従業員が心を一つに
して、すべてのものを同じく分け合つ
て、さうして愛の精神で繋がつて國家
に奉仕して行くというふうに振り向け
て行きたい。さういふふうを考へてよ
りよき手段をとつておるようになつて
あります。實際においては給與の面に
おいても申しましたようなすべての
點において不十分で、勞働力を阻害し
ておる點はこれは御指摘の點は正しい
と思つて、今後におきましては、
さういふふうな面を考へておるよう
で、一つこの點も併せて御了承をお
願ひしたいと思つてあります。

官が言われたような思想の下に道義の
人たちが非常に地理的にいしても、又
食糧的においても非常に不十分は困難
なところである、又氣候的にも非常に
多期あたりは格段の困難な條件下にお
かれておるところの従業員を以て、そ
の人たちが奉つてやはりさういふ勤勞
意欲の點においては現下の日本再建に
ついて相當考へておるのだ。さうい
うな點に我々は見つておつたのである
けれども、報告が六〇％では餘りに比
率が大い、さういふふうな點で六
心配したわけです。同時に又食糧が六
十日も運配してある。あの附近だけ運
配してあるというところは、これは政府
の施策として當を得ておらんじやな
いかという點も我々はあるわけ
です。この點についても特段の注意が拂
つてあるかどうかというところにつ
いて、我々はこの點を心配したのであり
ます。この點も十分考へたのであり
ます。これは非常に過激なところであるが、
又而も重要産業が非常に必要である
。又今後の再建上には特に必要な石
炭の輸送、その他生活必需品の副に
なるような物の豊富などところある。

新開社に工機部長みずから抗議を申込
むというふうなことでありまして、私
は爲にする者の宣傳だろつというふう
に解譯しております。このときに丁度
内閣におつたのであります。そのこ
とははつきり嘘であることを先程申上
げた次第であります。併しお話のよう
に食糧事情が困難でありますから、隨
分苦しんで皆やつておるといふことは
仰せの通りであります。

○委員(板谷順助君) 諸君に御相談
いたしますが、一昨日は御承知の通り
大井工場、鶴見の操車場を實地見学を
いたしました。大いに得るところがあ
つたわけでありまして、次回は方面を
變えまして、造船所、これは丹羽君が
行つておられたのであります。浦賀
の造船所を見學しまして、久里濱に海軍
の倉庫が相當にあるのであります。
態、これも見たらどうだといふような
説がありますが、まあ皆さんの御都合
のよい時分に適當の日を決めてやりた
いと思つて、如何でございますか。
ちよつと、速記を止めて。

○委員(板谷順助君) 速記を始め
て、それで明日の午後一時から委
員會を開會いたします。それでは本日
はこれにて散會いたします。
午後四時十七分散會
出席者は左の通り。
委員 坂谷 順助君
理事 橋本萬石衛門君
小野 哲君
委員 内村 清次君
小泉 秀吉君

○委員(板谷順助君) 諸君に御相談
いたしますが、まだ何かありますか。
○内村清次君 もう少し……。先程の
報告が約六〇％の營業状態というよ
うなことになっておるからして、我々
としてはこれは重大問題だ。勿論我々
が開く範圍内においては相當今致務次

○政府委員(多賀裕重君) 私先程六
〇％の營業状態にあるということ否
定したのであります。現に札幌鐵
道局長も、それから工機部長も、さう
いふことは絶対にない、それを出した

○委員(板谷順助君) 速記を始め
て、それで明日の午後一時から委
員會を開會いたします。それでは本日
はこれにて散會いたします。
午後四時十七分散會
出席者は左の通り。
委員 坂谷 順助君
理事 橋本萬石衛門君
小野 哲君
委員 内村 清次君
小泉 秀吉君

七月二十六日日本委員會に左の事件を付
託された。
一、磐越東線神保、大越兩駅間の瀧
根町寄谷に停車場を設置すること
に關する請願(第十二號)
一、熊本縣人吉市を基點とする三路
線に省營自動車運輸開始に關する
請願(第十五號)
一、日本通運株式會社の營業權並び
に設備を舊關係業者へ還元するこ
とに關する陳情(第八十五號)

一、海運經營方式並びに船員管理に
關する陳情(第九十六號)
一、東北本線宇都宮、大宮間、日光
線宇都宮、日光間及び南毛線小
山、高崎間の電化實現に關する陳
情(第九十九號)
(請第十三號)昭和二十二年七月十二
日受理
磐越東線神保、大越兩駅間の瀧根町寄
谷に停車場を設置することに關する請願
請願者 福島縣田村郡瀧根町長
熊谷武夫外四名
紹介議員 橋本萬石衛門君
(請第十五號)昭和二十二年七月十二
日受理
熊本縣人吉市を基點とする三路線に省
營自動車運輸開始に關する請願
請願者 熊本縣人吉市長 小出
政喜外十三名
紹介議員 内村清次君外一名
熊本縣人吉市地方は縣下の農林産物の
主要生産地であるが、交通の便が悪い
ため、諸物資はいたづらに滞貨してお
る現状であるからこれを打開するため
人吉市を基點とする五木線、加久藤線、
大口線の三路線に省營自動車の運輸を
開始されたいとの請願。
(陳第八十五號)昭和二十二年七月九
日受理
日本通運株式會社並びに設備を舊關係保

○委員(板谷順助君) 諸君に御相談
いたしますが、まだ何かありますか。
○内村清次君 もう少し……。先程の
報告が約六〇％の營業状態というよ
うなことになっておるからして、我々
としてはこれは重大問題だ。勿論我々
が開く範圍内においては相當今致務次

○政府委員(多賀裕重君) 私先程六
〇％の營業状態にあるということ否
定したのであります。現に札幌鐵
道局長も、それから工機部長も、さう
いふことは絶対にない、それを出した

○委員(板谷順助君) 速記を始め
て、それで明日の午後一時から委
員會を開會いたします。それでは本日
はこれにて散會いたします。
午後四時十七分散會
出席者は左の通り。
委員 坂谷 順助君
理事 橋本萬石衛門君
小野 哲君
委員 内村 清次君
小泉 秀吉君

七月二十六日日本委員會に左の事件を付
託された。
一、磐越東線神保、大越兩駅間の瀧
根町寄谷に停車場を設置すること
に關する請願(第十二號)
一、熊本縣人吉市を基點とする三路
線に省營自動車運輸開始に關する
請願(第十五號)
一、日本通運株式會社の營業權並び
に設備を舊關係業者へ還元するこ
とに關する陳情(第八十五號)

一、海運經營方式並びに船員管理に
關する陳情(第九十六號)
一、東北本線宇都宮、大宮間、日光
線宇都宮、日光間及び南毛線小
山、高崎間の電化實現に關する陳
情(第九十九號)
(請第十三號)昭和二十二年七月十二
日受理
磐越東線神保、大越兩駅間の瀧根町寄
谷に停車場を設置することに關する請願
請願者 福島縣田村郡瀧根町長
熊谷武夫外四名
紹介議員 橋本萬石衛門君
(請第十五號)昭和二十二年七月十二
日受理
熊本縣人吉市を基點とする三路線に省
營自動車運輸開始に關する請願
請願者 熊本縣人吉市長 小出
政喜外十三名
紹介議員 内村清次君外一名
熊本縣人吉市地方は縣下の農林産物の
主要生産地であるが、交通の便が悪い
ため、諸物資はいたづらに滞貨してお
る現状であるからこれを打開するため
人吉市を基點とする五木線、加久藤線、
大口線の三路線に省營自動車の運輸を
開始されたいとの請願。
(陳第八十五號)昭和二十二年七月九
日受理
日本通運株式會社並びに設備を舊關係保

業者と還元することに関する陳情

青森縣丸通復元期成同盟會委員 鈴木武

小運送業を日本通運株式會社に一元化したのは、競争目的達成のため、平和日本生誕の今日においては既にその目的は消滅したのであるし、正しい自由競争の下にこの小運送業を健全に發達させてゆくことが再生日本經濟の興隆に密着することとなる故、日通の現業を解體し、舊關係業者にその營業權並びに設備を還元せしめるよう配慮されたいとの陳情。

(陳第九十六號)昭和二十二年七月十日 海運經營方式並びに船員管理に関する陳情

關門地區船員大會會長 植田清

この陳情の趣旨は、陳第十五號と同じである。

(陳第九十九號)昭和二十二年七月十日 二日受理

東北本線字都宮、犬宮間日光線字都宮、日光間及び兩毛線小山、高崎間の電化實現に関する陳情

栃木縣議會議長 高野徳治
日本の平和的經濟復興發展と文化教育觀光等の見地より輸送力の増強、交通の高度化のために、東北線字都宮大宮間、兩毛線小山高崎間、日光線字都宮日光間の電化を望みたいとの陳情。

八月一日日本委員會に左の事件を付託された。
一、高崎、熊ヶ谷間に電化工事を實施することに関する請願(第三十六號)
一、海上輸送力緊急増強に関する陳情(第九十三號)

(請第三十六號)昭和二十二年七月十五日受理

高崎、熊ヶ谷間に電化工事を實施することに関する請願
請願者 熊ヶ谷市長 嶋田宗一
外三名

紹介議員 梅澤第一君
高崎、熊ヶ谷間に電化することは、高崎、水上間が完成し、大宮、熊ヶ谷間が實施計畫となつて居る今日、上越線電化完成という重大國策完遂上必須の基礎要件であり、また埼玉、群馬兩縣の津波の復興に資すること大なるものがあるから、速かに實現を圖られたいとの請願。

(陳第九十三號)昭和二十二年七月十五日受理

海上輸送力緊急増強に関する陳情
經濟同友會事務局長 郷司浩平

海上輸送力増強のため、まづ海上輸送力の不足を公正に認識し、又現存船隻を高度に活用するため、人的物的資材の優先配置によつてか動率が行率の向上を計り、次に續行船新造船の工事を充實し、又船隻過剩を來している米國等の船舶貸與方を要請し、更に能率上非難の多い現行海運國家管理制度を廢止し、民營に復歸して、經營形態の民主化を計るなどの措置を緊急に實施せられたいとの陳情。

八月二日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、海員保險法の一部を改正する法律案(第十七號)
船員保險法の一部を改正する法律案
船員保險法の一部を改正する法律案
「勅令」を「政令」に、「行政官廳」を「行政官廳」に改める。

「行政廳」に、「當該官吏」を「當該官吏吏員」に改める。

第二條に次の三項を加える。
船員保險事業ノ運営ニ關スル重要事項ヲ審議スル爲メ船員保險委員會ヲ置ク

船員保險委員會ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者、船主所有者ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者ニ付主務大臣各同數ヲ委嘱ス
前二項ノ規定スルモノノ外船員保險委員會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
第五條中「葬祭料又ハ第四十五條ノ二ノ規定ニ依ル一時金」を「葬祭料に、一年」を「二年」に改める。

第九條中「船舶所有者ヲシテ其ノ使用スル者」の下に、又ハ被保險者ヲ使用スル船舶所有者ノ組織スル團體ニシテ主務大臣ノ指定スルモノヲシテ其ノ船舶所有者ノ使用スル者ノ」を加える。

第十二條中(東京都ノ區)ノ存スル區域ニ於テハ(東京都)を(東京都ノ區)ノ存スル區域ニ於テハ(區)に改め、(當該市町村)の下に(東京都ノ區)ノ存スル區域ニ於テハ(區)を加える。

第十五條中(東京都、北海道、府縣)を(都府縣)に改める。

第十七條 船員法第一條ニ規定スル船員(以下船員ト稱ス)トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル者ハ、船員保險ノ被保險者トス

第十八條中(又ハ前條各號ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日)を削る。
第十九條中(船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日)又

ハ第十七條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル日)を、又ハ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日)に改める。
第二十條ノ二の次に次の一條を加える。

第二十七條ノ三 本章ニ於テ平均報酬額トハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬額ヲ謂フ
本章ニ於テ最終平均報酬額トハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ發疾ト爲リ又ハ職務上ノ事由ニ因リ第十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル政令ノ定ムル期間内ニ死亡シタル場合ニ於テ其ノ發疾又ハ死亡ノ原因ト爲リタル疾病又ハ負傷ノ發シタル日ノ屬スル月前三月間(繼續シテ被保險者タリシ期間三月未満ナルトキハ其ノ期間)ノ平均報酬額ヲ謂フ

前項ノ規定ニ依リ算定シタル最終平均報酬額ガ平均報酬額ヨリ少額ナルトキハ平均報酬額ヲ以テ最終平均報酬額トス
本章ニ於テ平均報酬額トハ平均報酬月額ノ三十分ノ一ノ額ヲ謂フ
本章ニ於テ最終平均報酬額トハ最終平均報酬月額ノ三十分ノ一ノ額ヲ謂フ

第二十八條第一項第四號を次のように改める。

四 病院若ハ診療所(ノ)收容又ハ自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給
第二十八條ノ二を削り、第二十八條ノ三を第二十八條ノ二とし以下第二十八條ノ六まで一條ずつ繰り上げ

第三十條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ療養ノ爲メ職務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手當金ヲ支給ス
傷病手當金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス
一 職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ四月ノ範圍内ニ於テハ一日ニ付報酬日額(被保險者タリシ者ニ在リテハ被保險者ノ資格喪失當時ノ報酬日額以下同ジ)ノ全額、四月ヲ超ユル場合ニ於テハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相當スル金額
二 職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ關シ療養ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日以後一月ノ範圍内ニ於テハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相當スル金額
三 職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト稱ス)ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相當スル金額
第三十四條 十五年以上被保險者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄老年金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ五十歳ニ至ル迄其ノ支給ヲ停止ス
第三十五條中(被保險者タリシ全期間ノ)、「以下平均報酬月額ト稱ス」及び(平均報酬月額ノ三十分ノ一ノ額トス以下同ジ)を削る。
第三十六條中(職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト稱ス))を「職務外ノ事由」に改める。
第四十條第三項中(六年間ニ三年)を「六月」に改める。
第四十一條第一項、第三項、第四十一條ノ二及び第四十二條ノ三第一

項中「平均報酬月額」を「最終平均報酬月額」に改める。

第四十二條中「又ハ十五年以上被保險者タリシ者ニシテ職務外ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クルモノ」を削り、同條に次の一項を加える。

十五年以上被保險者タリシ者ニシテ職務外ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クルモノノガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受タル障害年金ノ總額ガ其ノ者ガ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ六年分ニ相當スル金額(最終平均報酬月額ノ十分分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ金額)ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス。

第四十二條ノ二中「及平均報酬月額」を「及最終平均報酬月額」に、「止ム」を「止ム但シ最終平均報酬月額ノ十分分ヲ下ルコトヲ得ズ」に改める。

第四十五條中「ヲ受クル權利ヲ有スル者」を「ヲ支給ヲ受クル者」に改め、同條に次の但書を加える。

但シ職務上ノ事由ニ因リ障害手當金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。

第四十五條ノ二を削り、第四十五條ノ三及第四十五條ノ二とする。

第四十六條第一項を次のように改める。

六月以上十五年未満被保險者タリシ者カ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脱退手當金ヲ支給ス但シ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一

項ノ規定ニ依ル政令ノ定ムル期間内ニ死亡シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。

第四十七條ノ二中「三年」を「六月」に改める。

第四十七條ノ三を削る。

第五十條ノ二 遺族年金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス。

一 養老年金ノ支給ヲ受クル者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ支給セララル養老年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額。

二 十五年以上被保險者タリシ者ガ養老年金ノ支給ヲ受クルコトナシシテ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ガ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額。

三 十五年以上被保險者タリシ者ニシテ職務外ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クルモノノガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者カ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額。

四 職務上ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者カ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ最終平均報酬月額ノ二分半分ニ相當スル金額。

五 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル政令ノ定ムル期間内ニ死亡シタル場合ニ於テハ最終平均報酬月額

ノ五分分ニ相當スル金額。

前項第四號又ハ第五號ノ場合ニ於テ十五年以上被保險者タリシ者ニ關シテハ其ノ遺族ニ支給セララル遺族年金ノ額ハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ平均報酬月額ノ三分分ニ相當スル金額ヲ同項第四號又ハ第五號ノ金額ニ加ヘタル金額トス。

第五十條ノ三中「平均報酬月額」の下に「(前條第一項第四號又ハ第五號ノ場合ニ於テハ最終平均報酬月額)」を加える。

第五十條ノ六第一號中「又ハ障害年金」を削り、同條第三號を第五號とし、同條第二號の次に次の二號を加える。

三 職務外ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受ケタル場合ニ在リテハ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ト其ノ遺族カ其ノ者ノ死亡ニ關シ支給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算額カ其ノ者ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ六年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額。

四 職務上ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受ケタル場合ニ在リテハ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ト其ノ遺族カ其ノ者ノ死亡ニ關シ支給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算額ガ障害年金ノ六年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額

第五十一條第一項中「第四十五條ノ二ノ規定ニ依ル一時金」を削る。

第五十二條中「闘争、罷解若ハ著シキ不行跡ニ因リ」を「故意ニ闘争シ若ハ著シキ不行跡ヲ爲シタルニ因リ」に改め、正當ノ理由ナクシテの下に「故意」を加へ、障害手當金若ハ第四十五條ノ二ノ規定ニ依ル一時金」を若ハ障害手當金に改める。

第五十三條第一項中但書、第一號及ヒ第二號を削り、第三號を第一號とし、以下二號ずつ繰り上げる。

第五十四條中「正當ノ理由ナクシテ」の下に「故意」を、「對シテハ」の下に「十日間ノ期間ヲ定メ其ノ期間其ノ者ニ對シ支給スベキ」を加える。

第五十八條第一項中「嚴禁料ヲ除クノ外」の下に「政令ノ定ムル所ニ依リ」を加へ、同條第二項中「及第七十六條」を削る。

第六十條第一項中「各保料額ノ二分ノ一」を「政令ノ定ムル所ニ依リ保料額」に改め、同項但書を削る。

第六十三條第一項中「地方社實保險審査官」を「保料審査官」に、「中央社實保險審査官」を「船員保險審査會」に、「通常裁判所」を「裁判所」に改める。

第六十三條ノ二 保料審査官ハ必要アリト認ムルトキハ保料額ノ決定ニ關シ職權ヲ以テ審査スルコトヲ得。

保料審査官審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保料額付ノ決定ヲ爲シタル當該官吏員ニ對シ質問ヲ爲シ、被保險者ヲ使用スル船舶所有者若ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指名シタル團體又ハ保險給付

ヲ受クベキ者ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ検査ヲ爲サシムルコトヲ得。

第六十五條中「中央社實保險審査會」ヲ「船員保險審査會」に改める。

第六十四條中「シ又ハ行政裁判所ニ出訴」を削る。

第六十五條ノ二 船員保險審査會ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者、船舶所有者ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者ニ付主務大臣各同數ヲ委嘱ス。

第六十六條中「社會保險審査會」を「保險審査官及船員保險審査會」に改める。

第六十七條中「三十日」を「六十日」に改める。

第六十八條第一項中「五百圓」ヲ「五千圓」に改め、同條第三項乃至第五項を削る。

第六十九條 被保險者ヲ使用スル船舶所有者又ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以上ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス。

一 本法ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ、文書ノ提出ヲ爲サズ又ハ出頭セザルトキ。

二 本法ノ規定ニ依ル當該官吏員ノ質問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタルトキ。

第六十九條ノ二 前條ノ規定スル者以外ノ者ニシテ保料額付ヲ受クベキモノノ他ノ關係者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以

下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 本法ノ規定ニ依ル報告、申出若ハ届出ヲ爲サズ、虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ爲シ、文書ノ提出ヲ爲マズ又ハ出頭セザルトキ
- 二 本法ノ規定ニ依ル當該官吏員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタルトキ

第七十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第七章、第七十一條、第七十二條、第八章及び第七十三條乃至第七十六條を削る。

別表第三を次のように改める。

別表第三

被保険者タリシ期間	月数
六月以上	〇・五
一年以上	一・〇
二年以上	二・〇
三年以上	三・〇
四年以上	四・〇
五年以上	五・〇
六年以上	六・〇
七年以上	七・〇
八年以上	八・五

別表第四を次のように改める。

別表第四

被保険者タリシ期間	月数
九年以上	一〇・〇
十年以上	一一・五
十一年以上	一三・〇
十二年以上	一四・五
十三年以上	一六・〇
十四年以上	一八・〇

別表第三

被保険者タリシ期間	月数
六月以上	一・〇
一年以上	二・〇
二年以上	三・五
三年以上	五・〇
四年以上	六・五
五年以上	八・〇
六年以上	九・五
七年以上	一一・〇
八年以上	一二・五
九年以上	一四・〇
一〇年以上	一五・五
一年以上	一七・〇
二年以上	一九・〇
三年以上	二一・〇
四年以上	二三・〇

附則
第一條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第二條 この法律施行の日において、現に保険給付の支給を受ける権利を有する者に支給するものについては、なお従前の例による。

第三條 従前の第七十三條乃至第七十六條の規定による加算、保険給付及び國庫の負擔すべき費用については、なお従前の例による。

第四條 關東州船員保險令は、これを廢止する。

第五條 關東州船員保險令による被保険者であつた者については、同令による被保険者であつた期間は、これをこの法律による被保険者であつたものとみなす。

第六條 昭和二十年法律第二十四號の一部を次のように改正する。

附則第六條を削る。

昭和二十二年九月七日印刷

昭和二十二年九月八日発行

参議院事務局 印刷者 印刷局